

改正

平成21年7月15日規則第19号

平成26年3月26日規則第17号

平成27年9月30日規則第29号

平成31年3月20日規則第19号

令和3年3月19日規則第4号

令和3年12月22日規則第36号

知立市開発等事業に関する手続条例に係る手続等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号。以下「条例」という。）第1章、第2章及び第5章に規定する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「将来管理者」とは、知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設引継ぎ等規則（平成19年知立市規則第11号）第2条第5号に規定する将来管理者をいう。

3 条例第2条第2項第9号に規定する近隣住民は、次に掲げる者をいう。

(1) 開発区域の境界線から水平距離15メートルの範囲内において住所を有する者、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有する者

(2) 開発区域の境界線から水平距離15メートルの範囲外において日照障害、電波障害、交通障害その他の障害等により調整が必要な近隣住民として市長が認める者

(開発等事業の事前手続)

第3条 条例第6条第2項に規定する事前調査が必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物による電波障害 事業者は、当該事業によるテレビ受信障害を防止するため、事前に電波障害を専門に調査する機関と協議を行い、障害が発生すると予測されるときには、必要な施設を事業者の負担において設置すると共に、その維持管理に必要な事項を関係者と取り決めをしなければならない。

(2) 農業施設の保全 事業者は、当該事業によって農作業に影響を生ずる場合又は農業施設を

利用する場合は、関係土地改良区、周辺農地地権者等と協議をし、必要な措置を講じ経過等を報告しなければならない。

- (3) 交通安全 事業者は、事業施行により影響を受ける区域の交通安全については、交通上必要な措置を講じ事故防止に万全を期すると共に当該区域に通園、通学路が設定されている場合は、市及び関係機関と協議の上、園児、学童及び生徒の安全を図らなければならない。

2 条例第6条第3項に規定する期間は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条に規定する検査済証の公布日又は開発区域内の建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の2に規定する検査済証の公布日の中で古い日の翌日から条例第7条に規定する開発等事業計画書の提出日までの期間とし2年とする。

（開発等事業計画書の提出）

第4条 事業者は、事業に関係する市の関係課及び外部機関と打合せを行い、事業を計画するものとする。

2 条例第7条第2項に規定する開発等事業計画書（様式第1）については、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 表示板設置報告書
- (2) 付近見取図（消防水利を記入したもの）
- (3) 開発区域及びその周辺の土地に係る公図の写し並びに開発区域予定地を所有する者及び近隣住民を記した図
- (4) 開発区域予定地の所有者の意思が確認できる書類
- (5) 地積測量図（条例第2条第2項第3号アに規定する事業に限る。）
- (6) 現況平面図・断面図（造成計画断面図に併記可）
- (7) 造成計画平面図・断面図（現況断面図に併記可）
- (8) 土地利用計画図（建築物の配置又は区画割を表すもの）
- (9) 建築計画平面図（建築物の場合に限る。）
- (10) 建築計画立面図（建築物の場合に限る。）
- (11) 建築基準法第56条の2に規定する日影図（建築物が建築基準法第56条の2の規定による対象区域内の建築物の場合に限る。）
- (12) 実日影図（高さ15メートル以上の建築物の場合に限る。）
- (13) 給排水施設計画平面図（土地利用計画図又は建築計画平面図に併記可）
- (14) 公共施設等計画平面図・断面図（道路、ごみ・資源集積所、消防水利、上水道、下水道、

公園等)

(15) 舗装材、雨水浸透枮等の設計図、流量計算書等その他事業に係る参考資料

(16) 近隣住民の周知区域図

(17) 関係課等事前協議書(様式第3)の写し

3 開発等事業計画書は、正本、副本及び条例第7条第3項により公開する図書(以下「閲覧用開発等事業計画書」という。)を提出する。

4 前項に規定する閲覧用開発等事業計画書(様式第2)については、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 付近見取図

(2) 現況平面図・断面図(造成計画断面図に併記可)

(3) 造成計画平面図・断面図(現況断面図に併記可)

(4) 土地利用計画図(建築物の配置又は区画割を表すもの)

(5) 給排水施設計画平面図(土地利用計画図に併記可)

(6) 建築基準法第56条の2に規定する日影図(建築物が建築基準法第56条の2の規定による対象区域内の建築物の場合に限る。)

(7) 実日影図(高さ15メートル以上の建築物の場合に限る。)

5 開発等事業計画書を提出後の説明及び意見書によって計画を変更する場合には、変更に係る市の関係課及び外部機関と事前に協議するものとする。

(表示板設置)

第5条 条例第8条第1項に規定する表示板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。

2 表示板の記載事項については、様式第4のとおりとする。

3 条例第8条第3項に規定する表示板設置報告書(様式第5)には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 表示板の位置図

(2) 表示板設置状況写真(表示板設置報告書に添付できない場合)

4 表示板設置報告書に添付する写真は、接する道路、敷地等周辺状況が判るように撮影するものとする。

(近隣住民への説明)

第6条 条例第9条第2項に規定する説明調整報告書(様式第6)については、近隣住民の周知区

域図を添付するものとする。

2 近隣住民が条例第9条第4項に規定する説明会の開催を請求するときは、説明会開催請求書（様式第7）によるものとする。

3 事業者は、説明会を開催するときは、説明会開催通知書（様式第8）により速やかに市長に通知しなければならない。

4 条例第9条第7項に規定する説明会報告書（様式第9）には、次に掲げる図書を添付するものとする。

（1）説明資料

（2）近隣住民の周知区域図

（3）会議記録

5 条例第9条第8項に規定する公開については、記載された個人情報（知立市情報公開条例（平成13年知立市条例第28号）第7条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を除き、第19条に定める場所において、閲覧により行うものとする。

（意見書の提出）

第7条 条例第10条第1項に規定する意見書は、様式第10のとおりとする。

2 条例第10条第3項に規定する意見書の送付は、記載された個人情報を除き、行うものとする。

3 条例第10条第4項に規定する事業回答書は、様式第11のとおりとする。

4 条例第10条第5項に規定する公開については、記載された個人情報を除き、第19条に定める場所において、閲覧により行うものとする。

（安全対策計画書）

第8条 条例第11条第2項に規定する安全対策計画書（様式第12）については、次に掲げる事項を記載した図書を添付するものとする。

（1）工事の工程表

（2）工事の作業予定時間計画書

（3）工事車両の運行計画書

（4）工事中の安全警備計画書

（5）工事中の騒音及び振動の防止対策計画書

（6）侵入防止柵の設置計画図及び構造図

（7）各機関等との協議書

（8）前各号に掲げるもののほか、工事中に生じる安全対策等

2 安全対策計画書は、正本、副本及び条例第11条第4項により公開する図書（様式第13。以下「閲覧用安全対策計画書」という。）を提出する。

3 前項の閲覧用安全対策計画書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 工事の工程表
- (2) 工事の作業予定時間計画書
- (3) 工事車両の運行計画書
- (4) 工事中の安全警備計画書
- (5) 工事中の騒音及び振動の防止対策計画書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、工事中に生じる安全対策等の計画書
(安全対策に対する要望)

第9条 条例第12条第1項に規定する計画要望書は、様式第14のとおりとする。

2 条例第12条第2項に規定する計画要望書の送付は、記載された個人情報を除き、行うものとする。

3 条例第12条第3項に規定する計画回答書は、様式第15のとおりとする。

4 条例第12条第4項に規定する公開については、記載された個人情報を除き、第19条に定める場所において、閲覧により行うものとする。

(開発等事業計画協議書)

第10条 条例第13条第1項に規定する開発等事業計画協議書（様式第16）については、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 開発等事業計画書に添付した図書と比して変更点が分かる図書（変更がある場合に限る。）
- (2) 開発等事業区域の確定図の写し
- (3) 開発等事業区域内に地区計画、建築協定が設定されている場合は、それぞれの基準に適合していることを証する書類。ただし、手続中である場合は、この限りでない。

2 開発等事業計画協議書は、正本、副本及び条例第13条第2項により公開する図書（様式第17。以下「閲覧用開発等事業計画協議書」という。）を提出する。

3 前項に規定する閲覧開発等事業計画協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 第4条第4項に規定する閲覧用開発等事業計画書に添付した図書と比して変更点が分かる図書（変更がある場合に限る。）
- (2) 地区計画、建築協定等が設定されている場合は、それぞれの基準に適合していることを証する書類。ただし、手続中である場合は、この限りでない。

- 4 開発等事業計画協議書の審査は、土地対策会議において審査するものとし、土地対策会議の組織運営等については市長が別に定める。
- 5 土地対策会議は、30戸以上の集合住宅又は公共施設等の整備計画について関係部局の調整を図り、当該開発等事業に対する市の基本的な方針の決定のために調査及び審査をし、その結果を市長に報告するものとする。
- 6 市長は、前項の報告があったときは、当該開発等事業に対する市の方針を決定し、これを事業者へ通知するものとする。

(開発等事業協定)

第11条 条例第14条第1項に規定する開発等事業協定書（様式第18）については、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該開発等事業の内容は開発等事業計画協議書を遵守すること。また、条例第18条に係る変更は市長と協議し、了解を得ること。
 - (2) 当該開発等事業の工事中の安全対策については、安全対策計画書のとおりとすること。
 - (3) 連絡体制について連絡担当責任者及び担当者を置き、その連絡先を記載すること。
 - (4) 公共用物の付替え及び用途廃止についての協議結果
 - (5) 公共施設等を寄付により設置する場合の協議結果
 - (6) 事業協定の取扱いについての記載
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第14条第2項に規定する公開については、記載された個人情報を除き、第19条に定める場所において、閲覧により行うものとする。

(事業の着手)

第12条 条例第16条第3項に規定する着手届は、様式第19のとおりとする。

(工事に対する要望)

第13条 条例第17条第1項に規定する工事要望書は、様式第20のとおりとする。

- 2 条例第17条第2項に規定する工事要望書の送付は、記載された個人情報を除き、行うものとする。
- 3 条例第17条第3項に規定する工事回答書は、様式第21のとおりとする。
- 4 条例第17条第4項に規定する公開については、記載された個人情報を除き、第19条に定める場所において、閲覧により行うものとする。

(開発等事業の変更)

第14条 条例第18条第1項に規定する開発等事業変更計画書（様式第22）は、変更点がわかる図書を添付するものとする。

2 条例第18条第1項に規定する軽微な変更とは、次に掲げるものとする。

- （1） 設計者、代理人及び工事施行者の変更
- （2） 工事着手日の変更
- （3） 条例第17条第4項の協議調整結果に基づく事業計画の変更
- （4） 市長が軽微な変更と認めるもの

3 条例第18条第3項に規定する手続は、条例第9条から第14条までの手続を行うものとする。ただし、変更にかからない手続を除く。

（開発等事業の廃止）

第15条 条例第19条第1項に定める開発等事業（廃止・休止）届は、様式第23のとおりとする。

（完了届）

第16条 条例第20条に規定する開発等事業完了届（様式第24）については、次に掲げる図書を添付するものとする。

- （1） 別表第1に定める公共施設等引継ぎに関する図書
- （2） 道路・水路の破損に伴う補修状況報告書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第17条 条例第21条第2項に定める開発等事業に関する工事の検査済証は、様式第25のとおりとする。

（協議の期間）

第18条 条例第22条に規定する期間は、開発等事業における表示板の設置届の提出日から事業協定の締結まで期間を100日間とし、標準とする。ただし、条例第15条の規定により手続を停止している場合及び条例第4章に定める紛争調整を行っている場合はこの限りでない。

（関係書類の公開）

第19条 条例及びこの規則に規定する図書の公開場所は、建設部建築課とする。また、公開の期間は、条例第19条に規定する開発等事業（廃止・休止）届の提出日又は条例第21条に規定する検査済証の交付の日までとする。

（事業の継承）

第20条 条例第41条第2項に規定する継承届は、様式第26のとおりとする。

(公表)

第21条 条例第44条第1項に規定する公表は、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 知立市公告式条例（昭和45年知立市条例第2号）に基づく公告式
 - (2) 第19条に規定する場所に掲示
 - (3) その他市長が必要と認める方法
- (身分証明書)

第22条 条例第45条第2項に規定する身分証は、知立市職員証交付規程（平成4年知立市訓令第6号）第1条に定める知立市職員証とする。

(国等)

第23条 条例第48条の規則で定める団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中日本高速道路株式会社
 - (2) 独立行政法人都市再生機構
 - (3) 独立行政法人水資源機構
 - (4) 愛知県住宅供給公社
 - (5) 愛知県道路公社
 - (6) 愛知県土地開発公社
 - (7) その他これらに類する団体で市長が認めるもの
- (管理行為及び軽易な行為)

第24条 条例第49条第3号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの設置又は管理に係る行為
- (2) 建築物の増築、改築又は移転に伴い増加する部分の事業土地及び建築物について、事業土地面積が、条例第2条第2項第3号イに規定する面積未満の事業であり、かつ、同号（イを除く。）に規定する開発等事業に該当しない行為。ただし、当該行為により、条例第6条第3項の規定の適用を受けることとなる場合における当該行為については、この限りでない。
- (3) 既存の建築物の敷地内において、建築物の修繕又は模様替を目的として土地の区画形質を変更する行為。ただし、建築物の用途の変更を伴わないものに限る。
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の設置又は管理に係る行為
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為

- (7) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設又はこれと密接な関連のある施設の建設又は管理に係る行為
 - (8) 気象、地象、洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
 - (9) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
 - (10) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
 - (11) 有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送施設の設置又は管理に係る行為
 - (12) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物（発電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為
 - (13) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為
 - (14) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池又はこれらの施設を保管するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
 - (15) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定が行われた史跡名勝天然記念物又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為
 - (16) 愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第4条第1項の規定により指定された愛知県指定有形文化財、同条例第24条第1項の規定により指定された愛知県指定有形民俗文化財若しくは同条例第29条第1項の規定により指定された愛知県指定史跡名勝天然記念物又は知立市文化財保護条例（昭和45年知立市条例第62号）第6条第1項の規定により指定された文化財の保存に係る行為
- （書類の提出部数等）

第25条 条例及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、市長は、必要と認めるときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の提出を求めることができるものとする。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月15日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号）第7条の規定により協議されている開発等事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月26日規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に提出されている協議書は、この規則による改正後の知立市開発等事業に関する手続条例に係る手続等規則（次項において「新規則」という。）の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の知立市開発等事業に関する手続条例に係る手続等規則に基づいて作成されている協議書は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成31年3月20日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第4号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年12月22日規則第36号)

この規則は、令和４年１月１日から施行する。

別表第１（第16条関係）

公共施設等引継ぎに関する図書

種別	提出図書	備考
土地	境界確定図	1 開発等事業区域全体の測量図 2 引継ぎする公共施設の測量図 注1 確定測量は、工事完了後境界杭を付設し、その境界杭をもとに測量したものであること。 注2 分筆の際公共用地については、残地としてではなく、用地各筆ごとに登記すること。 注3 将来管理者ごとに部数を作成
	公共用地一覧表	用途別に分類し土地の所在、地目、実面積及び登記簿面積を記載（将来管理者ごとに部数を作成）
	その他	必要と思われる書類
施設（道路及び水路）	施設一覧表	引継施設の構造物別種類、規格、数量及びその他指示する項目
	位置図	縮尺 1／2500 記入事項：事業区域境界線、引継施設の配置等
	全体平面図	縮尺 1／500 記入事項：事業区域境界線、引継施設の配置等
	道路平面図	縮尺 1／500 記入事項：方位、事業区境界線、道路幅員、歩車道別幅員、隅切り長、屈折角度、交差角度、乗り入れ口、勾配、交通安全施設、道路側溝の種類、側溝蓋の有無、その他引継施設等
	水路平面図	縮尺 1／500 記入事項：方位、事業区域線、水路幅員、勾配、

		流水方向等
	水路別流域図	水路別流量計算書等
	地下埋設物配管図	縮尺 1／500 記入事項 形状、位置等
	道路・水路横断図	縮尺 1／100 記入事項：用地境界線、歩車道の区別、横断勾配、雨水管・下水管・ガス管・水道管等埋設管の出幅・深さ・管径、路盤、舗装構成、側溝、街渠、道路よう壁等
	道路縦断図	縮尺任意 記入事項 勾配曲線等
	道路、道路付属物、水路構造図	縮尺 1／10から1／50 各構造物の詳細
施設（公園及び緑地）	施設一覧表	引継施設の構造物別種類、規格及び数量
	樹木総括表	記入事項：樹種、数量（寄せ植えは面積）
	位置図	縮尺 1／2500 記入事項：事業区域境界線、引継施設の配置
	公園施設平面図 1	縮尺 1／250以上 文字記入なし
	公園施設平面図 2	縮尺 1／250以上 施設別に着色、施設名、安全領域等を記入
	公園施設構造図	メーカー、型番も記入のこと
	植栽平面図	縮尺 1／250以上 樹種（高木、低木の別も記載）、本数、面積
	地下埋設物配管図	縮尺 1／250以上 水道管、排水管、電線など記入
	公園占用物件	縮尺 1／250以上 電柱、防火水槽など、他管理者の占用物件を記入
その他	将来管理者が必要と認める図書	

別表第2（第25条関係）

市長に提出する書類

種別	提出図書	部数	備考
開発等事業計画書（様式第1）	正本	1	
	副本	3	第25条第2項に規定する電磁的記録を提出しない場合は11部（30戸以上の集合住宅又は公共施設等を計画しているときは16部）
閲覧用開発等事業計画書（様式第2）	正本	1	
表示板設置報告書（様式第5）	正本	1	
説明調整報告書（様式第6）	正本	1	
説明会開催請求書（様式第7）	正本	1	
説明会開催通知書（様式第8）	正本	1	
説明会報告書（様式第9）	正本	1	
	副本	1	正本から記載された個人情報部分を除いたもの
開発等事業計画意見書（様式第10）	正本	1	
	副本	1	正本から記載された個人情報部分を除いたもの
開発等事業計画回答書（様式第11）	正本	1	
	副本	1	正本から記載された個人情報部分を除いたもの
安全対策計画書（様式第12）	正本	1	
	副本	1	
閲覧用安全対策計画書	正本	1	

(様式第13)			
計画要望書 (様式第14)	正本	1	
	副本	1	正本から記載された個人情報部分を除いたもの
計画回答書 (様式第15)	正本	1	
	副本	1	正本から記載された個人情報部分を除いたもの
開発等事業計画協議書 (様式第16)	正本	1	
	副本	3	第25条第2項に規定する電磁的記録を提出しない場合は11部 (30戸以上の集合住宅又は公共施設等を計画しているときは16部)
閲覧用開発等事業計画 協議書 (様式第17)	正本	1	
開発等事業着手届(様式 第19)	正本	1	
工事要望書 (様式第20)	正本	1	
	副本	1	正本から記載された個人情報部分を除いたもの
工事回答書 (様式第21)	正本	1	
	副本	1	正本から記載された個人情報部分を除いたもの
開発等事業変更計画書 (様式第22)	正本	1	
	副本	4	第25条第2項に規定する電磁的記録を提出しない場合は11部 (30戸以上の集合住宅又は公共施設等を計画しているときは16部)
開発等事業(廃止・休止) 届 (様式第23)	正本	1	
開発等事業完了届(様式 第24)	正本	1	

継承届（様式第26）	正本	1	
------------	----	---	--